1998年9月1日

# 安全データシート

#### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 組合せサーモラベル A-65 70 75 80 85 90 (商品名)

組合せサーモラベル TB-65 70 75 80 85 90 改訂日 2017年10月26日 訂符 12

制定日

組合せサーモラベル 0-708090100

サーモテープ TR-40 50 60 70 サーモシートC P-5·7

数字サーモワッペン WR- 40 45 50 55 60 65 70

会社名 日油技研工業株式会社

埼玉県川越市的場新町21番地2 住所

担当部署 環境保安統括室

電話番号 (緊急連絡先) 049-231-2103 FAX番号 049-232-1334

メールアドレス kankyo-hoan@nichigi.co.jp

使用用途及び使用上の制限 温度管理示温材

本製品は「成形品(Article)」であり、通常の取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ 粉状または粒状にならないため、ラベル表示、SDSの提供等の法的な義務はありません。

以下に示す危険有害性等に関する情報は、本製品の示温成分として使用している化学物質に関する参考 情報です。

なお、本製品は通常の取り扱いでは有害物質が漏出することはありませんが、製品形状の改造は有害物質 の漏出・ばく露につながるおそれがありますので、絶対にしないようお願いいたします。

#### 2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 分類基準に該当しない

健康に対する有害性 急性毒性 経口 区分 2

記載のない危険有害性については、分類対象外、あるいは分類できない。

急性毒性 経皮 区分2 皮膚腐食性/刺激性 区分 2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分 2A 皮膚感作性 区分1

発がん性 区分外

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

飲み込むと生命に危険 危険有害性情報

皮膚に接触すると生命に危険

皮膚刺激 強い眼刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

注意書き

予防策 ・使用前に取扱説明書を入手すること。

・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

・必要に応じて個人用保護具を使用すること。

対応 ・皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断/手当てを受けること。

・呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。

保管 施錠して保管すること。

・内容物は、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に、このシートを 廃棄

開示して委託すること。

#### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物

危険有害成分		含有量	官報公示	CAS No.	
		(%)	整理番号		
ポリステルフィルム		50~80			
	不可逆性示温インキ	<3			
	吸収紙	0~20			
	アクリル系感圧接着剤	5~20			
	テトラヨード水銀(Ⅱ)酸 銅・銀錯塩	<3	1-1069	13876-85-2	
	調・歌頭塩 【可逆性示温インキ】	(Hg として)	1-1071	7784-03-4	
	不変色インキ	<3	_		
(構成) 組	(構成) 組合せ サーモテープ、サーモシー		ポリエステルフィルム		
サーモラベル サーモワッペン			不可逆性示温インキ		
		吸収紙			
			アクリル系感圧接着剤		
			可逆性示温インキ		
****			不変色インキ		

ポリエステルフィルム・不可逆性示温インキ・吸収紙・アクリル系感圧接着剤・不変色インキの構成物質は既存化学物質であり、かつ労働安全衛生法に定める通知対象物質、あるいはPRTR法の対象物質ではない。名称等は、営業秘密であり非公開。

#### 4. 応急措置

吸入した場合 本製品はラベルであり、通常吸入の危険性はない。異常があれば新鮮な空気の

ところへ患者を移動させる。

皮膚に付着した場合特に応急措置の必要はない。皮膚に刺激がある場合には水または微温湯で

洗浄する。

目に入った場合 この製品はラベルであり、通常目に入る危険性はない。目に入った場合、直ちに

清浄な水で最低15分以上洗浄した後、眼科医の手当てを受けること。

飲み込んだ場合 この製品はラベルであり、通常飲み込む危険性はない。飲み込んだ場合清浄な水で

口の中をよく洗浄する。可能であれば指で吐き出させ、医師の手当てを受けること。

#### 5. 火災時の措置

消火剤 粉末(ABC)消火剤、炭酸ガス、乾燥砂、泡消火剤。

使ってはならない消火剤 知見なし。

消火方法 燃焼源を断ち、風上から消火剤を使用して消火する。

# 6. 漏出時の措置

本製品はラベルであり、漏出の危険性はない。

### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱上の注意事項 技術的対策:特になし 注意事項:特になし

保管上の注意事項 技術的対策:特になし

保管条件 : 危険性はないが、性能保持のため高温多湿を避け冷暗所で保管すること

#### 8. ばく露防止及び保護措置

テトラヨード水銀(Ⅱ)酸

銅・銀錯塩 (水銀として)

管理濃度

 $0.025 \,\mathrm{mg/m^3}$ 

許容範囲

日本産業衛生学会

 $0.025 \text{mg/m}^3$ 

ACGIH TWA

 $0.025 \,\mathrm{mg/m^3}$ 

STEL

Ü

設備対策 保護具 通常の取扱いにおいては特に必要なし 通常の取扱いにおいては特に必要なし

## 9. 物理的及び化学的性質

ラベル 外観 臭い なし 知見なし рН 融点・凝固点 知見なし 沸点・初留点及び沸騰範囲 知見なし 引火点 知見なし 爆発範囲 知見なし 蒸気圧 知見なし 蒸気密度 知見なし 比重 知見なし

溶解度 水:難溶 有機溶剤:難溶

オクタノール/水分配係数知見なし自然発火温度知見なし分解温度知見なし粘度知見なし

### 10. 安定性及び反応性

安定性 通常の取り扱いでは安定。

危険有害反応可能性 知見なし。

避けるべき条件 高温、多湿(危険性は少ないが、製品劣化を防ぐため)。

混触危険物質自己発火性物質。

危険有害な分解生成物 知見なし。

# 11. 有害性情報

	急性毒性	急性毒性	急性毒性吸入		
	(経口)	(経皮)	ガス	蒸気	粉じん・ミスト
テトラヨード水銀(Ⅱ) 酸銅・銀錯塩 (ヨウ化水銀(Ⅱ)として)	区分 2 (18mg/kg)	区分 2 (75mg/kg)	分類対象外	分類できない	分類できない

# 皮膚腐食性/刺激性

ョウ化水銀 (Ⅱ) 本物質に関する情報は得られていないが、塩化水銀(Ⅱ)についてはウサギを用いた

皮膚刺激性試験で、重度の皮膚刺激性が見られたとの報告がある。

また、ヒトに対して刺激性が見られたとの報告もある。

# 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

ヨウ化水銀(Ⅱ) 本物質に関する情報は得られていないが、塩化水銀(Ⅱ)についてはウサギを用いた

眼刺激性試験で、重度の刺激性が見られたとの報告がある。

また、ヒトに対して刺激性が見られたとの報告もある。

呼吸器感作性または皮膚感作性

ョウ化水銀(Ⅱ) 呼吸器感作性:データなし

皮膚感作性: 本物質を特定したデータはないが、日本職業・環境アレルギー学会

特設委員会は水銀を皮膚感作性がある物質、日本産業衛生学会は水銀を皮膚感作性物質第1群に分類している。これらの既存分類は本物質

を明示していないものの、水銀化合物をも含むと考えられる。 したがって、本物質も皮膚感作性を有すると考えられる。

#### 12. 環境影響情報

知見なし

13. 廃棄上の注意

処理方法 廃棄においては、関連法規に従うこと。

委託処理方法 都道府県知事の許可を受けた、専門の産業廃棄物処理業者に委託する。

14. 輸送上の注意

 国連番号
 非該当

 品名
 非該当

 国連分類
 非該当

 容器等級
 非該当

 海洋汚染物質
 非該当

積み込み時の注意 梱包、包装が破損しないように、水濡れや乱暴な取扱いは避ける。

その他の注意 その他取扱及び保管上の注意の項の記載による他、一般的な注意による。80℃以下

で変色するものは、輸送時の温度に注意する。

15. 適用法令

船舶安全法

労働安全衛生法 名称等を表示すべき危険物及び有害物 水銀及び

(法 57 条 1、施行令第 18 条) その無機化合物

名称等を通知すべき危険物及び有害物 水銀及び

(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9) その無機化合物

化学物質排出把握 第1種指定化学物質 水銀及びその化合物

管理促進法(PRTR 法) (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

毒物及び劇物取締法 毒物(指定令第1条) 水銀化合物を含有する

製剤

ヨウ化水銀

水質汚濁防止法 有害物質 水銀及びアルキル水銀

(法第2条、令第2条、排水基準を定める省令第1条) その他の水銀化合物

廃棄物処理法 水銀使用製品産業廃棄物 水銀及びアルキル水銀

(令第6条第1項第1号、規則第7条の2の4) その他の水銀化合物を

含有する水銀使用製品

産業廃棄物

航空法 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1) ヨウ化水銀

毒物類·毒物(危規則第2,3条危険物告示別表第1)

海洋汚染防止法 個品運送 P (施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 水銀化合物

土壌汚染対策法 特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条) 水銀及びその化合物

## 16. その他の情報

参考文献

- 1) GHS分類結果データベース(独立行政法人製品評価技術基盤機構)
- 2) GHSモデルMSDS情報(中央労働災害防止協会安全情報センター)
- 3) 製品安全データシートの作成指針(社団法人日本化学工業協会)
- 4) イージークリック(日本ケミカルデータベース株式会社)

この「安全データシート」は安全保証書ではありません。

本製品を取扱う場合は、この「安全データシート」を参考として、使用者の責任において実態に応じた適切な処置を講じて下さい。

また、この「安全データシート」の内容は法令の改正及び新しい知見に基づき改訂することがあります。 ご使用に先立って、危険、有害性情報のみならず、ご使用になる機関、地域、国の最新の規則、条例、法規 則などを調査し、それらを最優先して下さい。